岩沼市告示第　　１１７　号

納税通知書を下記の者に発送したところ、その住所及び居所が明らかでないため送達ができないので、岩沼市市税条例（昭和３０年条例第１９号）第１８条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民・税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年１１月１２日

岩沼市長　鬼　澤　　聡

記

１　送達書類の名称　令和８年度　市民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書

２　送達を受けるべき者

通知書番号	氏名
1013116	田場　盛昭

３　その他

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。